

豊川市立小・中学校通学区域審議会 御中

豊川市教育委員会

豊川市立小・中学校通学区域審議会条例第2条に基づき、下記事項について審議会の意見を求めます。

記

牛久保4区から提出された要望に伴う通学区域の変更の可否について

(検討の論点)

牛久保4区から通学区域の見直しに係る要望のあったことについて、要望の内容や地域の現状などを調査・審議し、現行の通学区域とするのか、通学区域を変更する必要があるのかを検討していただきたい。

(諮問の理由)

今後、同じ町内会へ加入予定の住宅地域でありながら、豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則では、牛久保町城下地内12世帯は牛久保小学校の通学区域、正岡町西深田地内10世帯は天王小学校の通学区域となっている。

地域住民の利便性や一体感の醸成、町内会活動の円滑な推進などを考慮した上で、現行の通学区域とするのか、通学区域を変更するのか、就学指定校の変更許可申請での対応とするのかなど、審議会にて調査・審議をお願いしたい。